

天野尚樹

「ロシア」の範囲： 帝政期サハリンにおける「想像のロシア化」¹

はじめに

その空間が「ロシア」であるとはどういうことか。新たに進出・獲得した土地が「ロシア」になるにはどのような条件が求められるのか。いわゆる「ロシア化」として問題化されるこの議論には3つの争点が存在する。

第1に、「法的なロシア化」である。すなわち、その土地を占有し、ロシアという国家の領土になったことを宣言し、それが国際法的に認められなければならない。他国とのあいだに領有をめぐる係争が生じたならば、条約によって国境を画定する必要がある。本稿でとりあげるサハリンについては、1855年に締結された日露通好条約以降の「共同領有（совместное владение）」（日本側の表現では「雑居」）状態を経て、1875年の樺太千島交換条約によって「法的なロシア化」は達成されたとみることができる。

第2に、「実体としてのロシア化」である。すなわち、その土地を実質的に「ロシア人」が住む空間にしなければならない。これにはふたつの側面がある。同化政策によって異民族を「ロシア人」に改造する「民族のロシア化」という側面と、移民・植民政策によって大量のロシア人を送り込むことでそこを「ロシア」の土地にしてしまう「領域のロシア化」という側面である²。サハリンにおける「実体としてのロシア化」は後者の方法を中心におこなわれる。

第3に、「想像のロシア化」である。国家には、「実体」として存在する側面に加え、「想像の共同体」として成り立つ側面がある³。すなわち、「われわれ」と同じ民族（nation）が住む空間として心象地理のなかにマッピングされなければならない。その領域の範囲は、「われわれ」とは違う「彼ら」の土地としてイメージされる空間とのあいだにうがたれる「想像上の国境」によって区切られる。したがって、「想像のロシア化」という争点においては、その空間が、「われわれ」と同じ「ロシア人」が住む土地＝「ロシア」というイメージがもたれているか、その想像はどのようなスタイルでおこなわれているか、そして、「ロシア」の範囲はどこまでであると認識されているか、という点が問題となる。

本稿は、この「想像のロシア化」の側面から、帝政期ロシアの領域の最東端として獲得

¹ 本研究は、平成16年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果である。

² 「民族のロシア化」「領域のロシア化」という表現については、宇山智彦「歴史学、民族、中央ユーラシア——今後の研究のための問題提起」林忠行編『東欧・中央ユーラシアの近代とネイション I（スラブ研究センター研究報告シリーズ No. 80）』北海道大学スラブ研究センター、2001年、10ページ。宇山は、帝政期に語られた「ロシア化」は、「民族のロシア化」よりも、「領域のロシア化」である側面が強かったのではないかと述べている。

³ ベネディクト・アンダーソン『増補 想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』白石さや・白石隆訳、NTT出版、1997年。

されたサハリンについて、その土地がどのような空間としてロシア人にイメージされていたのかを問うものである。19世紀後半のロシア人の空間認識において、サハリンは「ロシア」であると想像されていたのか。どのような空間であれば「ロシア」であると想像されるのか。サハリンをめぐる空間認識の形成プロセスを追うことで、帝政期ロシア人の心象地理のなかで、「われわれ」の土地の範囲はどのように区分されていたのかを探ることが、本稿の目指すところである。

このように設定された課題への接近の方法は、同時代のロシアで公刊されたサハリンをめぐる新聞記事・雑誌論文・単行本を網羅的に検証し、その論調を規定する認識がどのようなものであったのかを明らかにする言説分析の手法によっておこなわれる。すなわち、当時のロシア人が「サハリン」ということばに込めた意味、サハリンを語ることばの「響き」の分析である。

こうした手法においては、たとえば、ある論考が提示する情報が客観的には「誤った」ものだとしても、そのこと自体の是非は問われない。「誤った」知識であれ、それがイメージの形成に作用していれば、言説としての機能を果たしているものと考えられる。また、認識の浸透の程度や範囲といった問題も考察の範囲外におかれる。こうした問題は、本の出版部数の分析や、サハリン認識に関する世論調査といった、異なる手法と視角から検討されるものであり、現在の時点からはきわめて困難な作業でもある。さらに、相反する論調が存在する場合、そのどちらがより重要であるかという評価づけも、さして重要な問題ではない。なぜそのような対照性があらわれたのか、その差異の意味を問うことが言説分析の目標となるからである。

従来の帝政期サハリン史研究は、秋月俊幸⁴、ジョン・ステファン⁵の業績に代表されるように、主として日露関係史、日露交渉史の立場から主としておこなわれてきた。また近年、サハリンを中心に、公開されたアルヒーフ史料を基にした郷土史的な立場からの研究も進められている⁶。筆者の分析も、これらの業績に大きく拠っている。しかし、国家間関係史あるいは郷土史としての立場からみれば当然の帰結ともいえるが、日本と交渉され、獲得されたサハリンが無前提に「ロシア」として扱われているところに、先行研究の盲点があると筆者は考える。帝政期のロシア人が「ロシア」の範囲をどのように描いているか、「想像上の国境」の内側にサハリンは含まれているのか否か、すなわち、当時のロシア人にとってのサハリンの意味を言説分析の手法によって問うことで、本稿は、これまでのサハリン研究に新基軸を打ち出そうとするものである⁷。

⁴ 秋月俊幸『日露関係とサハリン島——幕末明治初年度の領土問題』筑摩書房、1994年。

⁵ ジョン・J・ステファン『サハリン：日・中・ソ抗争の歴史』安川一夫訳、原書房、1973年。

⁶ 代表的業績として、M・S・ヴィソコフ他『サハリンの歴史：サハリンとクリル諸島の先史から現代まで』板橋政樹訳、北海道撮影社、2000年。

⁷ サハリンに関するこうした研究は、手法においても、史料の網羅性においても、これまでおこなわれていない。同様の手法によってアムール流域を分析したものとしてバシンによる研究があるが、サハリンについては触れられていない。Mark Bassin, *Imperial Visions: Nationalist Imagination and Geographical Expansion in the Russian Far East, 1840-1865*, Cambridge, 1999.

「想像のロシア化」という観点からおこなわれるサハリン言説の分析において具体的に検討されるのはつぎのような論点である。第1に、「ロシア化」以前のサハリン認識について。後述するように、サハリンの「ロシア化」は1853年に開始されるが、その時点で抱かれていたサハリン・イメージの原型を抽出する。また、その原型がどのように継承されていったかという点も考察の範囲に含まれる。第2に、サハリン領有の正当化がどのようにおこなわれているかという点について。第3に、サハリンにおける日本人の影響力、および、先住民族とりわけアイヌに関する状況認識について。第4に、サハリンを領有する価値と必要性について。この点は、産業開発の可能性と国防の観点から検討される。第5に、「実体としてのロシア化」の方法とその進捗状況に関する認識について。この問題の検証は、植民の手段として採用された流刑制度に関する論調の分析が主たる作業となる。これらの論点について以下の議論では、サハリン占領政策にあたった軍人や、実地調査をおこなった地理学者・農学者・技師など、実際にサハリンを訪れた経験のある人間の論調を中心に考察する。

なお、本稿でとりあげる論考は、1875年までに発表されたものに限定する。その理由は、第1に、「法的なロシア化」の達成というひとつの区切りの年であること、第2に、サハリンをめぐる議論がもっとも活発におこなわれた時期であること⁸、第3に、その後の言説を規定するサハリン像の形成がこの頃までにみられることにある。1875年以降の言説分析については別稿でおこなう。

1 「法的なロシア化」：樺太千島交換条約

1875年4月25日⁹、樺太千島交換条約がサンクトペテルブルクで調印され、サハリン全島の「法的なロシア化」は達成された。1853年8月にはじまるサハリンの「ロシア化」はここにひとつの画期をむかえた。この条約締結前後の時期の新聞に掲載されたサハリンをめぐる典型的な論調をのぞいてみると、そこにはまったくの対照性がみられる。

まず、11月11日付『ゴーロス』紙の「サハリンにおける我々の課題」という無署名記事は、4月の条約を「幸福な結末」と評している。すなわち、「界を分かつ」ぬ1855年の日露通好条約も、「共同領有」を規定した1867年のカラフト島仮規則も、ともに「まったくおかしい根拠に基づいた外交的虚構」であって、その状態を今回脱することができたのだという。そしてこれからの最大の課題は、「いかにしてサハリンを完全なロシアの島にするか！」（強調原文）にある。そのためには第1に、自由民による「ロシア人植民の強化」が必要であり、第2に、帝国共通の法を適用して地域秩序を確立しなければならないと主

⁸ サハリンをめぐる議論が1875年以降その数を減らしていくのは、「法的なロシア化」の達成によりサハリンへの関心が一段落ついたことに加え、「ロシアの中のアジア」における関心が、いわゆるグレート・ゲームの舞台である中央アジアにシフトしていったことに求められる。

⁹ 本稿での日付はすべてロシア暦を用いている。西暦に直すにはこれに12日加える。

張する¹⁰。

一方、保守系の新聞『モスコフスキエ・ヴェードモスチ』1875年4月24日付に「N」なる人物が寄稿した「サハリンの自由植民」は、「数十年後、サハリンの自由植民が数倍に生産量を上げて、自分たちも非生産的住民（囚人・衛兵）を養えるほど発展するかどうかは疑問だ」として、サハリンの将来に悲観的見解を投げかけている。サハリンよりもはるかに条件のよいアムール沿岸や南ウスリー地方でも植民は十分に進んでいない。まして、サハリンには植民を妨げる大きな障害がふたつある。第1に、「以前には考慮に入れるまでもなかった」ふたつの国が、この地域においてロシアをしのぐ軍事力を身につけつつある。すなわち、中国、そしてとりわけ日本である。第2に、1年のうち4ヶ月も港が氷に閉ざされるサハリンに、必要なだけの食料を外部から供給することは不可能である。このような状態でもし他国と紛争が起こった場合、「どうやってサハリンを守るのだろうか」¹¹。

1875年に「法的なロシア化」が達成された時点でのロシア人のサハリン認識はこのように整理されよう。当時のロシア人にとってサハリンは両義的な存在である。希望の島であると同時に、不安に満ちた空間でもある。そしてそこは、ロシアであって「ロシア」ではない。そこで、本稿で検証される問題をより明確化すれば、このような両義的言説がどうして構築されたのかについて、1875年以前の論調を検証することによって明らかにし、その「非ロシア性」の意味と「両義性」の理由を問うことと設定される。

2 サハリン像の原型：クルーゼンシュテルンとゴロヴニン

1853年以前にもサハリンを訪れたロシア人は複数おり、いくつかの記録も残されている。そのなかでも代表的なのは、クルーゼンシュテルンの『日本紀行』とゴロヴニンの『日本幽囚記』である¹²。サハリン占領に着手したブッセ遠征隊も、この2冊を携行していた。ロシア人のサハリン認識のいわば原型は、両者の言説が大きく寄与して形成された。

1804年10月、皇帝アレクサンドル1世の親書を携えたニコライ・レザーノフが長崎に来航した。日本との交易樹立をもくろんでやってきたレザーノフが乗船するナデージダ号を指揮していたのが、海軍士官イヴァン・フォードロヴィッチ・クルーゼンシュテルンである。長崎からの帰途、クルーゼンシュテルンはサハリン・千島周辺の測量にあたった。サハリン調査の最大の目的は、サハリン半島説の検証であった。サハリンと大陸のあいだに海峡は存在するのか。海からアムールに進入することは可能なのか。サハリンの南東岸

¹⁰ «Наши задачи на Сахалине» // Голос. 11/11/1875 (№312). 執筆者はおそらく、後述するヴェニューコフである。

¹¹ N. «Вольная колонизация острова Сахалина» // Московские Ведомости. 24/4/1875 (№101). なお、付言しておけば、『ゴーロス』にあらわれる各論調が全面的に「ロシア化」推進論で、『モスコフスキエ・ヴェードモスチ』が悲観論一色ではない。

¹² 他には、Г. И. Давыдов. Двукратное путешествие в Америку морских офицеров Хвостова и Давыдова, писанное сим последним. СПб. 1810.; Юрий Ф. Лисянский. Путешествие вокруг света в 1803, 4, 5 и 1806 годах. СПб. 1810. などがある。

および北東岸を精査した結果、サハリンは大陸と砂洲でつながった半島であるとクルーゼンシュテルンは断定した。「サハリン探査終了後、わたしは、アムール河口から南、タタール沿岸とサハリンとのあいだに水道は存在し得ないことを確信するにいたった」¹³。

サハリン半島説は、ネヴェリスコイの「発見」によってやがてくつがえされるが、クルーゼンシュテルンがもたらしたサハリンに関する情報は、その測量技術の正確さもあって、「ロシア化」の実施にあたって重要な道しるべとなった¹⁴。本稿の関心から、ここでは地誌情報ではなく、サハリンの占領と開発の可能性についての記述を検証する。

当時中国領と目されていた北サハリンに関しては、ノルド湾周辺が唯一開拓可能な場所であるとクルーゼンシュテルンは述べる。北サハリンに住んでいるのは、原住民のアイヌを駆逐したタタール人で、彼らはアムール沿岸からこの地に渡ってきた¹⁵。タタール人のこうした動きについて、「北京の宮廷は、自らの臣民がサハリンに移住していることなど当然知らない」として、清朝国家による実効支配が北サハリンには及んでいないことを示唆している¹⁶。

可能性がより強調されているのが南サハリン、とくに、ブッセ遠征隊によって占領が実現されることになるアニワ湾である。クルーゼンシュテルンによればこの一帯は、魚や毛皮獣、さらには鯨も豊富に生息し、建築用木材の確保も容易で、日本・中国・朝鮮との交易の拠点となりうる場所である。したがって、インドを支配するイギリスや、フィリピンを有するスペインも、この地の植民に乗り出す可能性がある。もちろん、最も有利な位置にいるのはロシアである。

このアニワの占領そのものは、「いささかの危険もなくおこないうる」。南サハリンを支配する日本は、「わたしの知りうる限り最良の民族である」アイヌを奴隷状態に置いているが、そのアイヌから仮に抵抗が起こったとしても防ぐことはできないであろうほど無防備である。「16の大砲と60人の兵士を乗せた2隻の小型船さえあれば、日本の全艦隊を打ち沈めるのに十分である」。アニワ湾の占領は、「一滴の血も流すこともなく達成されるであろうことをわたしは確信する」。占領が実現すれば、日本はこれに抵抗しようという考えすら起こさないであろう¹⁷。

クルーゼンシュテルンの航海は、ロシアで最初の世界周航であった。第2回の世界周航船ディアナ号は、1807年夏にクロンシュタット港を出発した。英露間の断交のためケープタウンで1年半も抑留されたのち、1809年秋、ディアナ号はカムチャツカに到着した。その後、カムチャツカおよびアメリカ北西岸の測量や、露米会社の植民地への食料輸送など

¹³ クルーゼンシュテルン『クルーゼンシュテルン日本紀行』（異国叢書復刻版）羽仁五郎訳、雄末堂書店、1966年、下巻、97ページ。訳文の表現を多少修正した（以下の引用も同様）。

¹⁴ ゴロヴニンが、クルーゼンシュテルンの測量の正確さを請け合ったことも、その情報への信頼度を高めたであろう。ゴロヴニン『日本幽囚記』井上満訳、岩波文庫、1943年、上巻、82ページ。

¹⁵ クルーゼンシュテルン『日本紀行』下巻、48-50ページ。

¹⁶ 同上、80ページ。

¹⁷ 同上、上巻、404-413ページ。

に従事していたディアナ号に、千島列島南部・シャンタル諸島周辺の測量を命じる訓令が海軍省から届いたのは、1811年4月のことであった。このディアナ号の艦長が、ヴァシーリー・ミハイロヴィッチ・ゴロヴニンである。測量を開始してまもなくの7月、国後島を訪れたところを南部藩士によって捕えられ、1813年10月まで2年以上のあいだ箱館・松前に幽閉されていたゴロヴニンが残した『日本幽囚記』は、サハリン認識の原型をかたちづくるきわめて重要な構成要素である。

ゴロヴニンによれば、日本人がサハリンに勢力を伸ばしたのは、1787年にラペルーズがこの島を訪れてからのことである。それまで「日本人は、サハリンにいかなる陣地ももっていないかった」。日本側は、西洋人がサハリン植民をもくろんでいるのではないかと疑い、サハリン南部を占領するとともに、清朝政府にもその危険を通告した。「こうして日中両国はサハリン島を折半し、西洋人の植民を許さないことにしたのである」¹⁸。

約2年ものあいだ日本人をつぶさに観察することになったゴロヴニンの記録は、その後のロシア人の日本観をほぼ規定するものになっている。

自らを捕えた行為に対しては、「野蛮人でなければ、こんな卑怯なことはできるものではない」¹⁹、拘束中に相対した日本人の態度について「日本人こそ、世界で最も凶悪な野蛮人だ」²⁰、というような言辞を吐いていたゴロヴニンであるが、最終的にはつぎのような日本人観を抱くにいたった。日本人は狡猾で、諸外国とりわけキリスト教諸国に対して非常な敵意をもっているという印象がヨーロッパ諸国にはひろまっているが、実際の日本人は「ヨーロッパの文明諸国民が創造しているのとはまったく違う」。非常に聡明で、国民全体の教育程度でいえば、ヨーロッパの下層階級よりも優れている。「人口が多く、聡明で、模倣力があり、忍耐強く、仕事好きで、何でもできる国民の上に、わが国のピョートル大帝ほどの王者が君臨したならば、日本の胎内に隠されている余力と富源をもって、その王者は多年を要せずして、日本を全東洋に君臨する国家たらしめるであろう」。すなわち、日本が西洋化政策をとるならば、ヨーロッパ人にとっても脅威の存在になることは「可能なことであり、早晚起こりうることである」。この日本人に唯一欠けている資質は、「勇気」であり「男らしさ」である。このよう性格は、「日本の統治の平和希求的な性質によるものであり、この国民が戦争をしないで享受してきた長い間の平和のためである」。「したがって、この正当で正直な国民をからかうようなことをしてはいけない、とわたしは思う。もし意外にも、何らかの必然的な理由のために別の行動に出る必要が生じたら、あらゆる手段をつくし、全力をあげて、決然と行動すべきであろう」²¹。

ロシア人のサハリン像の原型は、つぎのようにまとめることができる。北サハリンは事実上無主の地である一方、南サハリンには、高い潜在能力をもつ日本がアイヌを奴隷化し

¹⁸ ゴロヴニン『日本幽囚記』、下巻、193-194ページ。日中間のこのような取り決めは実在しない。なお、訳文の表現を多少改めた箇所がある（以下の引用も同様）。

¹⁹ 同上、上巻、120ページ。

²⁰ 同上、150ページ。

²¹ 同上、下巻、24-39ページ。

て君臨しているが、現時点の力関係でいえば、その支配は容易にくつがえすことができ、占領と開発は有望である。このようなイメージを継承して、「ロシア化」は始動することになる。

3 ブッセ遠征隊

1853年4月11日、ロシア政府はサハリン占領を決定し、11項目からなる占領命令を発令した。その要点は、①露米会社がサハリン島を占領し、特権を有する他の領土と同様にこれを管理する。②サハリン島においては、現地の配慮によりもっとも重要とみなされる地点を占領し、これを1853年中に着手すること。③露米会社は、サハリン島においていかなる外国人に対しても、居住、専横を許してはならない。これを受けて4月15日、東シベリア総督ニコライ・ムラヴィヨフはゲンナディー・ネヴェリスコイに対して、サハリン占領の実施要領を指令した。①1853年中に、サハリンの東岸あるいは西岸のできるだけ南寄りの2、3の地点を占領すること。②サハリン島南端に居住する日本の漁民に不安を与えてはならない。彼らに対しては友好的な態度を示し、ロシアのサハリン占領は外国人の侵略を防ぐためであり、日本人はロシア人の保護の下で漁業と交易を安全につづけることができる旨を説明すること。③サハリン占領のために、カムチャツカより100人の兵士と2人の士官を派遣する。これらの兵士の選定と輸送は、陸軍少佐ブッセに指示した。④サハリンの占領拠点には大砲を備え、防柵もしくは保塁を築くことが必要である²²。

ムラヴィヨフの指令を受けたニコライ・ブッセは、1853年8月25日、大型帆船「ニコライ号」にサハリン上陸部隊70名を乗せてニコラエフスクに到着した。ブッセは、揚陸が完了し次第アヤン港へ戻り、マヤ河を經由してヤクーツクへおもむき、コサック軍団の視察などをおこなって、イルクーツクのムラヴィヨフ総督にその結果を報告することになっていた。しかし、本来、サハリン遠征隊を指揮する士官として2名を派遣するように指示されていたブッセが、ルダノフスキー海軍中尉のみを伴ってあらわれたため、ネヴェリスコイは、ブッセ自身に遠征隊の指揮をとることを要請し、これを受けるかたちでブッセは、8ヶ月におよぶサハリン遠征に参加することになった²³。本節では、ブッセがサハリン滞在中にしたためていた『日記』と、それをめぐる論調について検証する。

さて、政府の占領命令もムラヴィヨフからの指示も、どちらもきわめてあいまいなものであり、これが後にネヴェリスコイとブッセの対立を生むことにもなるのだが、ここで注目すべきは、ふたつの命令に明示はされていないものの、サハリン占領が対アメリカ戦略を強く意識したものだということである。1853年は、ペリーが浦賀に来航した年でもある（7月）。

²² 秋月俊幸「解説」ニコライ・ブッセ『サハリン島占領日記1853-54：ロシア人の見た日本人とアイヌ』、秋月俊幸訳、平凡社、東洋文庫、2003年、12-15ページ；Г. И. Невельской. Подвиги русских офицеров на Крайнем Востоке России, 1849-1855. М. 1947. С. 216-128.

²³ 秋月「解説」、16-17ページ。

1853年9月17日、ネヴェリスコイ、ブッセをはじめとする遠征隊はアニワ湾に上陸した。岸に集まっていた「未開人」アイヌたちから「アメリカ」という単語が発せられたのを聞いたネヴェリスコイは、「アメリカ人もサハリンに来たいと思っているが、われわれは君たちをアメリカ人から守るためにここに定住することを希望しているのだということを手振りで示した」とブッセは記している²⁴。その後、日本人およびアイヌと会談をもったネヴェリスコイは、やはりここでも「日本人たちに、ロシア人は彼らやアイヌたちと友好的に暮らすことを望んでおり、サハリンを占領するのはそれをアメリカ人から守るためであると説明に努めた」²⁵。上記の政府命令の、居住・専横を許されない「いかなる外国人」が、あるいは、ムラヴィヨフの訓令での、侵略を防ぐべき「外国人」が、具体的には「アメリカ人」を指していることは明らかである。ブッセ自身もつぎのように述べている。「アメリカ人は力によってこの国の港を自分たちのために開かせることを望んでいる。サハリン島を占領しようという考えが、最近の諸情勢と結びついていることは明らかである。何故ならばそのような占領は日本との交易関係を結ぶうえで有効であり、また日本とわが領土の境界にあるこの地方を外国人が領有するのを防ぐためには不可欠なことである」²⁶。アメリカのサハリン進出への不安感は結局杞憂ではあったものの、ペリーの来日を追うように、プチャーチンが日本に派遣されたことから、当時のサハリンにおいて、アメリカの存在がかなりな実感をもって意識されていたことは事実といえよう。

ブッセ遠征隊によるサハリン占領は、大きく2つの根拠に基づいて正当化されている。第1点は、ネヴェリスコイのネルチンスク条約解釈に基づくものである。その解釈がきわめて不正確なものであることは明らかなだが、たとえそれが誤解にすぎないものであっても、その言説が現実人間を動かしたということがここでは重要である。ネヴェリスコイのネルチンスク条約解釈によれば、「ロシアと中国とのあいだで締結された条約そのものが、このような占領を認めているのだ。……本来ならばわれわれの国境はアムール河に沿ってサマリガ河への分水嶺まで、さらにはサマリガ河の左岸に沿って北緯47度あたりでタタール海峡に流入するその河口までのびているはずである。このような国境によって、われわれはアムール河から北緯47度までのタタール海峡沿岸の土地のすべてを自国のものとして囲うことができるのである」²⁷。ロシアのアムール進出を法的に確定した1858年の愛琿条約はサハリンに関してまったく触れておらず、中国領という認識がロシア側にもあった北サハリンの処遇が中露間でどのように扱われたのかについて、いまだ実証的解明はなされていない。しかし、愛琿条約のロシア側全権ムラヴィヨフ＝アムールスキーもネヴェリスコイの地理認識を共有しており、この条約が締結された時点で、北サハリンの「法的な口

²⁴ Н. Б. Буссе. Остров Сахалин и экспедиция 1853-54 гг.: Дневник 25 августа 1853г.-19 мая 1854г. СПб. 1872. С. 23 [ブッセ『サハリン島占領日記』秋月訳、86ページ。]。引用は、秋月訳による。

²⁵ Там же. С. 24 [同上、92ページ。]。

²⁶ Там же. С. 79 [同上、200ページ。]。

²⁷ Там же. С. 6-7 [同上、55-56ページ。]。

シア化」は達成されたという認識を得たのかもしれない。

第2点は、日本のサハリン領有における実効性の欠如である。「日本人が今世紀の初頭にサハリンに居住地を開いたことはよく知られている。ゴロヴニンが書いているところによれば、……日本人は中国の皇帝とサハリン島をほぼ等しく二分する条約を結び、南部は日本に、北部は中国に帰属することになった」²⁸とブッセは、日本人がサハリン領有の権利をもっていることは認めている。しかし、サハリンの日本人は漁業に従事するのみであり、しかも「トマリに住む13人の日本人は単なる労働者」にすぎず、「マツマイ島に帰る権利ももっていない」犯罪者か追放者であろうとブッセはみている²⁹。「日本政府のサハリン島における代理者は夏期にのみアニワ湾へやってくる」だけであり³⁰、完全な無防備である³¹。「日本人は自分の領地を守ることに臆病なほど慎重であるから、日本政府の手段が限られていることを考慮するとしても、彼らがすでに50年以上も南サハリンを領有しながら、その移住地にまったく防衛手段を講じていないことは不思議なことである」³²と書いているように、日本のサハリン領有は実効性に欠けているとブッセはみなしていた。したがって、無主の地であるサハリンをロシアが占領することは正当かつ可能なことだという論法が生まれるのである。

さて、ムラヴィヨフの訓令に、サハリンの占領は平和的におこなわれることとあったが、ブッセはこれを忠実に守ろうとした。このことがとりわけ争点化されるのは、占領拠点の選定においてである。占領地点は、ネヴェリスコイの判断によりクシュンコタンに決定され、「ムラヴィヨフ哨所」が建設された。しかしここは、サハリンにおける日本の漁業・行政の中心地であった。この選択についてブッセは『日記』で繰り返し非難している。なぜなら、ムラヴィヨフからの指令に背くものであったからである。「占領地点の決定はわれわれの目的と装備に応じて、軍事的観点からではなく、先住民および日本人にわれわれの平和的影響を及ぼす観点からなされるべきであった」³³にもかかわらず、「日本人の産業の中心地であり、役人の所在地である主要な村を占領するというのは、この島を日本人から力によって奪うことを考えた場合の重要地点の選択であった」³⁴。

もっともブッセ自身、日本との関係において力の行使を可能性として排除していたわけではまったくない。むしろ、決定的変化を望むのであれば、力の行使は必要だと考えていたふしもある。「200年にわたる国内の平安、周辺諸国との平和および生来の臆病さが、日本を、ヨーロッパ人の僅かの襲撃にも対抗できないばかりか、本格的な遠征に対しては自国を守ることを不可能に」しており、日本の制度を根本的にくつがえすような「変化を日

²⁸ Там же. С. 72-73 [同上、186 ページ。] . いうまでもないが、このような条約は実在しない。

²⁹ Там же. С. 77 [同上、195-196 ページ。] .

³⁰ Там же. С. 49 [同上、141 ページ。] .

³¹ Там же. С. 93 [同上、227 ページ。] .

³² Там же. С. 73-74 [同上、188 ページ。] .

³³ Там же. С. 81-82 [同上、204 ページ。] .

³⁴ Там же. С. 80 [同上、202 ページ。] .

本政府に矯正できるのは、力だけであると考えねばならない」とブッセはみていた³⁵。それでも、ブッセが力によらず、サハリン占領を平和的におこなおうとしたのは、ムラヴィヨフの訓令に忠実であろうとしたことに加えて、実は、自らの指揮下にある兵力の脆弱さを痛感していたからである。60人いた水兵とコサックの多くは銃の握り方さえ知らず³⁶、しかもかなりの人数が壊血病に苦しんでいた。「日本人は単にサハリンを放棄するだけだと思う。しかし、もし日本人がわれわれと戦う気になれば、われわれの立場はあまり有利なものではない。上陸を阻止することは不可能である。……哨所として選ばれた場所は、もしそれを200人の兵員が守るのであれば有効であろう」³⁷というのが、ブッセの状況認識であった。ブッセは、サハリンの平和的占領、すなわち、さしあたっての日本人との共存という占領政策は、原則論としても実戦論としても、採用さるべきものであり、とらざるをえなかった選択なのであった。

では、サハリン占領を平和裏に遂行しようとしたブッセは、日本人とアイヌとの関係をどのように築いていったのか。ブッセの言を借りてその対応をひとことで特徴づければ、「武装中立」³⁸ということができる。

当時、サハリンの日本人はアイヌを奴隷状態において、漁業を経営していた。アイヌの隷属こそ、日本のサハリン南部領有の根拠であった。ブッセ自身も、アイヌの漁業労働者が「自由な被雇用者ではなく、殴られる恐怖と自分たちの主人から酒やタバコのお恵みを受け取ることを期待して働かされている奴隷である」ことを認めていた。また、「このような権力と影響を排除できるのは力あるのみ」であるとも認識していた³⁹。それでもブッセは、あからさまな実力行使に踏み切ることはなかった。

ブッセがとった「武装中立」政策は、日本人とアイヌのあいだに問題が起こったさい、あくまで中立の立場を維持しながら、ことばと態度による威嚇によって、争いをやめるように勧告するというものであった。アイヌが日本人に殴られたとブッセのもとに訴え出たときには、「もし日本人がロシア人との関係を悪くしようとするれば、ロシア人の方でも彼らに対して同様に行動するだろう」と日本人を脅した⁴⁰。このような手段をとることによってブッセは、日本側の支配の根拠となっているアイヌを懐柔するとともに、物理的な力の行使を伴わない、威厳に基づく関係論的支配を日本人に対して確立しようとしたといえる。

クリミア戦争の余波でサハリンから撤退したブッセはその後、東シベリア軍団参謀本部勤務などを経て、1858年にアムール州軍務知事に就任し、在職中の1866年に38歳でこの世を去った。サハリン滞在中にブッセがしたためていた日記が公表されたのは、彼の死から5年を経た1871年のことである。ペテルブルクで発行されていたリベラル派の雑誌『ヨ

³⁵ Там же. С. 79 [同上、200 ページ.] .

³⁶ Там же. С. 80 [同上、201–202 ページ.] .

³⁷ Там же. С. 61 [同上、163 ページ.] .

³⁸ Там же. С. 76 [同上、195 ページ.] .

³⁹ Там же. С. 71 [同上、184 ページ.] .

⁴⁰ Там же. С. 52 [同上、147 ページ.] .

『ヨーロッパ報知』の1871年10号にはじめて掲載されたブッセの日記は、その後11・12号に連載され⁴¹、翌1872年10号に掲載された「サハリンにおけるロシア人と日本人」⁴²と、日記掲載後、『ヨーロッパ報知』編集部に寄せられたネヴェリスコイとルダノフスキーの反論⁴³に対するF・ブッセ⁴⁴による再反論を合わせて、『サハリン島と1853-54年の遠征隊：1853年8月25日-1853年5月19日の日記』というタイトルで1872年に単行本として出版された。

ブッセ遠征隊の占領活動について、ブッセの存命中にその関係者が証言したのものとしては、ボシニャークの「サハリンの一部占領とインペラートル湾での越冬」がある⁴⁵。ボシニャークは1851年に、ネヴェリスコイ指揮下のアムール遠征に参加し、1852年2月に、ネヴェリスコイからサハリンの調査を命じられた。その目的は、「ギリヤークからの情報によると、サハリンにかなり広大な石炭の鉱脈があり、それを調査すること、および、島を横断してオホーツク海に出るとすばらしい湾があるといわれているので調査すること」にあった⁴⁶。その結果ボシニャークは、北緯49度付近にインペラートル湾を「発見」した。この「発見」が、ネヴェリスコイをサハリン占領へとむかわせるひとつの契機となったことは、ブッセも指摘するところである。すなわち、「おそらくは、タタール海峡アジア沿岸の北緯48~49度においてL・ボシニャーク大尉が発見したすばらしい湾のことが、それより北方の全地域をロシアに帰属する土地として占領したいというネヴェリスコイの熱意の原因となったのであろう」⁴⁷。

さらに、この調査でボシニャークが明らかにしたのは、サハリン北部には日本の支配が及んでいないということである。すなわち、先住民のギリヤークと日本人との関係は存在せず、「サハリンの半分の住民は、自らを支配するいかなる政府の存在も知らない」のであった⁴⁸。

ボシニャークは、ブッセの遠征時にも、ネヴェリスコイとともにサハリンに上陸した。もともと、ブッセの占領活動には加わることなく、アニワ湾での揚陸作業がすむと、ネヴェリスコイとともにサハリンを離れ、インペラートル湾で越冬している。

サハリン占領の根拠、および、占領地点の選定についてのボシニャークの論調は、ネヴ

⁴¹ H. B. Буссе. «Остров Сахалин и экспедиция 1853-54 гг.» // Вестник Европы. 1871. №10. С. 732-766.; 1871. №11. С. 161-200.; 1871. №12. С. 648-676.

⁴² H. B. Буссе. «Русские и японцы на Сахалине» // Вестник Европы. 1872. №10. С. 513-558.

⁴³ Г. И. Невельской и Н. В. Рудановский. «По поводу воспоминаний Н. В. Буссе об острова Сахалина и экспедиции 1853 года: Письмо к редактору» // Вестник Европы. 1872. №8. С. 907-923.

⁴⁴ ブッセの従兄弟で、当時沿海州知事の幕僚として人類学調査に従事していた。秋月「解説」、40ページ。

⁴⁵ Н. Бошняк. «Занятие части О-ва Сахалина и в зимовка в Императорской гавани (Из записок лейтенанта Бошняка)» // Морской Сборник. 1859. №10. Неф. 391-413.

⁴⁶ Бошняк. «Экспедиции в При-Амурском крае: Экспедиция на Сахалин с 20 февраля по 3 Апреля 1852 года» // Морской Сборник. 1858. №12. Неф. 182.

⁴⁷ Буссе. Остров Сахалин. С. 6 [邦訳、54-55ページ.] .

⁴⁸ Бошняк. «Экспедиции в При-Амурском крае». Неф. 190-191.

エリスコイを支持するものである。ブッセも踏襲していたネヴェリスコイ流のネルチンスク条約解釈に基づき、「ネヴェリスコイ隊長によれば、沿海地方・沿ウスリー地方全域は、1852年にはすでにロシアに完全に帰属し、現在もそうである……したがって、ウスリー全流域および沿海地方の満州から朝鮮までの沿岸はすべて必然的に、中国領ではなく、ロシアの領土でなければならない」⁴⁹。また、クシュンコタンを占領地点に選んだことについては、日本人の居住地のなかに拠点をおくことは、日本人の行動を監視するために必要かつ有益な選択であり、「他のどんな場所の占領も、島の北部や中央部の他の地点の領有も、何の価値も意味もない」（強調原文）としている⁵⁰。ネヴェリスコイの側近であるボシニャークの立場からは、当然生まれる論調であろう。

ボシニャークの記事に関してはブッセ自身が批評をものしている。管見の限りこれは、ブッセが存命中に公にした唯一の文章である。そこでは、上陸用の物資を運んできた「イルティシ」号の商品をブッセが命令に反してすべて揚陸してしまったとボシニャークが批判していることについて⁵¹、成功裡に終わったサハリン遠征に一方、インペラートル湾での越冬が大失敗だったことに対するねたみから出た虚偽であるとブッセは反論している⁵²。だが、『日記』の検証で触れた論点についてのブッセの見解は、ここでは述べられていない。

『日記』の発表後にあらわれた論考としては、まず、フレイガングによるものがある。フレイガングは、ペトロパヴロフスクでの勤務経験をもち、ブッセが、遠征用物資およびその輸送船の調達のためアヤン港を訪れた際に、ちょうど同地に滞在していた。ブッセは彼を好人物と評価し、親しくつきあった旨を日記に記している⁵³。

そのフレイガングも、『日記』に対しては厳しい論調を呈している。たとえばルダノフスキーに関する評価について、ブッセは彼の活動を理解することすらできず、まったくゆがめて伝えており、ルダノフスキー自身はブッセの批判に沈黙を守っているが、極東に勤務した経験をもつ者はみな、ルダノフスキーの功績を尊敬していると述べている⁵⁴。

その「沈黙」を破ってあらわされたルダノフスキーとネヴェリスコイの反論が、『日記』をめぐる論調においては、より重要であろう。

ルダノフスキーに関してブッセは、その測量技術と地図作成能力についてはきわめて高く評価しているが、人物像については批判的言辞を繰り返して投げつけている。「彼のとどまることのないはっきりした反抗、とくに何故か人の感情を傷つける話し方のため、私は幾度も彼を職務から完全に解任したいという思いにかられたものだった。……わたしの我慢

⁴⁹ Бошняк. «Занятие части О-ва Сахалин». Неоф. 399-400.

⁵⁰ Там же. Неоф. 397-398.

⁵¹ Там же. Неоф. 403.

⁵² Н. Буссе. «Замечания на статью г-на Бошняка, занятие острова Сахалина и зимовка в Императорской гавани» // Морской Сборник. 1860. №7. Смес. 52-54.

⁵³ Буссе. Остров Сахалин. С. 10, 16 [邦訳、63、76 ページ.] .

⁵⁴ Фрейганг. «По поводу посмертных записок г. Буссе о сахалинской экспедиции» // Голос. 1872. №78 (17 июля).

は限界であるように思われる」⁵⁵。両者の対立の種は、占領拠点の選定時点ですでにまかれていた。すなわち、「さらにいまましいことには、ルダノフスキーがネヴェリスコイの頑固さを支持するような馬鹿げた意見を述べた。のちにポロアン・トマリの入江を実見したとき、ルダノフスキーはそのことを後悔したものである」⁵⁶。

自身に対するこうした見解をつきつけられたルダノフスキーは猛然たる反論を呈する。そもそもブッセは、占領事業に関する専門的知識にまったく欠けており、自分の活動についてはまったく理解すらできないほどであったとこきおろしている⁵⁷。ムラヴィヨフ哨所の場所選定については、ネヴェリスコイの選択を全面的に支持している。「ここをわれわれが選んだことによって、日本人を絶えず監視下におき、日本人によって奴隷制の下におかれていた原住民アイヌと日本人とのあいだのあらゆる事件に介入することが可能になったのだ」⁵⁸。もしブッセが、その選択を間違いだと認識していたなら、場所を変更することは可能だったはずだが、それをしなかったブッセは、「独立した個人ではない」⁵⁹とまでいっている。

サハリン占領の正当性については、ルダノフスキーはつぎのような見解を示し、サハリンの完全占領の権利は間違いなくロシアに属するものだとしている。すなわち、クルーゼンシュテルンらの功績によって、「発見の権利と時間から、現在のシベリア南東岸同様、サハリン島がロシアに帰属するものであることがわかる。日本政府がサハリンに対する権利を主張することはいかなる点においてもできない。なぜなら、サハリンを訪れていたのはマツマイの漁民のみで、それも夏のわずか1ヶ月のあいだだけであって、また彼らには日本政府からの権威も保護も与えられていなかった。日本の地図ではサハリンはカラフト、つまり中国の島と常に呼ばれている」⁶⁰。これについては、ブッセと同様の根拠から、支配の正当性を主張しているといえる。

しかし、占領政策の遂行の仕方については、ブッセに対してやはり批判が加えられる。ルダノフスキーによれば、ブッセは、自軍の兵力の脆弱さから、日本との平和的共存の道を選んだが、それは過剰かつ無駄な警戒である。「まったく武器をもたず、サハリン南部600ヴェルスタの範囲に散らばっている日本人18人とアイヌ2500人弱に対したとしてもまったく安全」であり⁶¹、ブッセのそうした弱腰の姿勢は、日本人とアイヌに対するブッセの影響力を「まったく取るに足りない」ものにしてしまった⁶²。

また、『日記』では触れられていない、ムラヴィヨフ哨所の撤去については、いかなる場合においてもサハリンから撤退してはならないというネヴェリスコイの命令に反する行為

⁵⁵ Буссе. Остров Сахалин. С. 51 [邦訳、144 ページ.] .

⁵⁶ Там же. С. 29 [邦訳、102 ページ.] .

⁵⁷ Невельской и Рудановский. «По поводу воспоминаний Н. В. Буссе». С. 914.

⁵⁸ Там же. С. 914.

⁵⁹ Там же. С. 911.

⁶⁰ Там же. С. 912-913.

⁶¹ Там же. С. 915.

⁶² Там же. С. 919.

だったと述べている⁶³。

ルダノフスキーの論考に序文的に付されたネヴェリスコイの見解は、ムラヴィヨフ哨所の場所の決定について、ロシアがサハリンを常に自国の領土とみなしてきたことを示すためのものであったと正当化したうえで、「サハリン遠征隊によってなされた有益な活動のすべては、ひとりルダノフスキー氏の功に帰せられるものであり、ブッセ氏ではまったくなかったのである」と両者を対照的に評価している⁶⁴。

ネヴェリスコイとルダノフスキーによるこうした反論に対して、ブッセの従兄弟のフォードル・ブッセは、東シベリア勤務中に収集した公式文書に基づく⁶⁵「返答」を『日記』に付している。それによれば、ルダノフスキーの反論はまったく恣意的なものであり、ネヴェリスコイとともに、自己の保身のためになされたものであるとしている⁶⁶。また、ムラヴィヨフ哨所の拠点選定におけるブッセの態度を、独立性にかけた人格であると批判された点に関しては、ネヴェリスコイの命令なくして、自らの考えだけで場所を変えることはできない事情にあったことを、命令文書などから明らかにしている⁶⁷。さらに、ムラヴィヨフ哨所の撤去については、以下のような論調でルダノフスキーに反駁している。すなわち、クリミア戦争は、「サハリン占領問題にまったく新しい要素をもたらし」、緊急事態的な状況での判断が求められた。これについてはネヴェリスコイも認めるところであり、「すべてはプチャーチンの判断にかかっている。プチャーチンは何が可能で何をすべきかを完全にわかっている」との1854年2月24日付ブッセ宛の書簡を示したうえで、ブッセにあてられたプチャーチンの命令書を紹介している。「貴官の管理下にある防御施設では、英仏の大艦隊に抵抗することはまったくできまい。したがって私ならば、……防御施設を一時撤去し、インペラートル湾に移すべきだと考える」⁶⁸。

ブッセ遠征隊員の論調は、ブッセとそれ以外の関係者のあいだにさまざまな対立はあるものの、サハリンの「ロシア化」をめぐる論点においては基本的に一致している。無主の地であるサハリンの領有権はロシアに正当なものであること、力関係においてロシアは日本よりも優位にあること、欧米という脅威が存在すること。前節の「原型」をほぼ踏襲するサハリン認識がここには提示されている。

彼らの議論が論壇をにぎわした1870年前後の時期は、サハリンをめぐる発言が帝政期においてももっとも活発に提供された時であった。より詳細な現地調査がおこなわれるようになり、その記録が発表されるにおよんで、サハリンに関するロシア人の知識は徐々に蓄積

⁶³ Там же. С. 922.

⁶⁴ Там же. С. 908-909. 1876年に死去したネヴェリスコイには、1878年に公刊されたメモワールがある（注13参照）。彼の手記が、19世紀後半におけるロシア人のサハリン認識の形成に大きな影響を及ぼしたであろうことはいうまでもない。本稿でこれを取りあげないのは、出版年が1875年以後という一点にある。このメモワールの検証は、1875年以後の論調を扱うことになる別稿でおこなう。

⁶⁵ Буссе. Остров Сахалин. С. 160.

⁶⁶ Там же. С. 160, 164.

⁶⁷ Там же. С. 151.

されていった。次節以降、サハリンをめぐるこの知の体系を検証していく。

4 帝立地理学協会

帝政期におこなわれたサハリン現地調査のうち最も大がかりなものは、帝立地理学協会による大シベリア遠征である。

1840年代にロシアでは、皇帝ニコライ1世の圧制とヨーロッパ追隨的外交への批判から、改革派ナショナリストのあいだでアジアへの関心が高まっていった。こうした気運に基づいて、1845年、ロシア帝立地理学協会が設立された。「祖国」をもっと知らなければならぬという欲求、西欧との均衡をはかる手段としてのアジアへの勢力拡大への意図、クリミア戦争で具現化したシベリア・極東への西欧諸国の進出への危惧といった要因から、地理学協会が企画した最初にして最大の事業が大シベリア遠征であった。1855年から63年にかけて8年がかりで実施されたこの遠征の企画にあたっては、ムラヴィヨフとネヴェリスコイが中心的役割を果たしたことが知られている⁶⁹。

大シベリア遠征の一環としておこなわれたサハリン調査を指揮したのはΦ・シュミットである。1859年4月にペテルブルクを発ったシュミットは、アムール流域、ウスリー地方など東シベリア全域の調査にあたるなかで、サハリンを繰り返し訪れ、最も多くの調査時間を割いた。調査終了後シュミットは、3冊の報告書を編集している。第1冊は、調査の行程記録が中心である。シュミット自身のサハリン見聞は、石炭開発が進むドゥエ周辺で主におこなわれた。シュミットによれば、ギリヤークと少数のアイヌが生活するドゥエ周辺には「日本人の影響力は及んでいない」。日本人は、デスタン湾（ウショロ）を「自らの国境」と考えていると述べている⁷⁰。サハリンにとどまって調査にあたった助手のグレンも、ロシアと日本の国境は北緯48度付近であると証言している⁷¹。すなわち、南部に日本の支配が確立していることは認めるものの、北緯48度以北に関しては事実上ロシアが占有しているという認識がここにはみられる。もっとも、サハリンにおける勢力分布、日露双方の支配の程度について、これ以上の記述を報告書にみることはできない。

第2冊と第3冊は、植物相や化石などサハリンの生態系に関するきわめて詳細な調査報告で、それ自体としては非常に興味深いものであるが、本稿の論旨とは離れる内容であるので、ここでは触れないことにする⁷²。

⁶⁸ Там же. С. 153-154.

⁶⁹ Mark Bassin, "The Russian Geographical Society, the "Amur Epoch," and the Great Siberian Expedition," *Annals of the Association American Geographers*, vol. 73 (2), 1983, pp. 240-249.

⁷⁰ Ф. Б. Шмидт и П. П. Глен. Труды сибирской экспедиции Императорского русского географического общества. Физический отдел. т. 1. исторические отчеты. СПб. 1868. С. 24.

⁷¹ Там же. С. 106.

⁷² Ф. Б. Шмидт. «Ботаническая часть». Труды сибирской экспедиции Императорского русского географического общества. Физический отдел. т. 2. СПб. 1874; «Окаменелости меловой формации с острова Сахалина». Труды сибирской экспедиции Императорского русского географического общества. Физический отдел. т. 3. вып. 1. СПб. 1873.

さて、シュミット自身は、東シベリア全域を調査対象としていたため、サハリンに常時滞在していたわけではない。サハリン調査に専従してシュミットに情報を提供したのは、さきに述べた助手のグレンと A・ブリルキンである。このブリルキンがサハリン滞在中に書き送った書簡が地理学協会シベリア支部の紀要に掲載されており、興味深い内容を含んでいる⁷³。

ブリルキンのサハリン南部の調査は、日本人に絶えず監視・干渉されながらおこなわれた。マーヌイからさらに南に歩を進めたいと日本側の役人に説明したところ、「暫定国境（временная граница）をロシア人が越えることは誰にも決して許すことはできない」⁷⁴と答えてきたので南進をあきらめざるをえなくなるなど、ブリルキンはこの調査で、北緯 48 度以南に関する日本の支配権の確立を認めることになった。しかも「日本人は、クシュンナイの国境を認めることなど考えておらず、ウスリーおよびタライカ湖までの全域を自分たちの領土だと考えている」⁷⁵。

南サハリンにおける日本の支配は、アイヌに及ぼしている影響力の大きさにもみることができる。アイヌの生活習慣には、すでに日本式の習慣が相当浸透しており、生活用品については日本製品がほぼ完全にとってかわってしまっている。さらに、日本の影響力は、アイヌの性格を変えるまでになっている。「奴隷根性、二枚舌、うそ、悪口、告げ口、おもねり、清廉さの欠如、強者へのへつらい。これらはすべて南部のアイヌにすでに身につけてしまっていた」⁷⁶。

もともと、日本人がアイヌに与えた影響は悪いものばかりではない、とブリルキンはみている。まず、アイヌ＝日本の奴隷という図式はでたらめな虚構であるとブリルキンは喝破する。「日本人は、アイヌに対していかなる強制手段も行使することはない。アイヌは、自発的に同意して日本人のために働いているのである」。アイヌが日本人から罰を受けるとすれば、ロシア人との関係をめぐっての過失をおかした場合などに限られている。日本人は、アイヌの生活の物質的向上に配慮しており、餓死者が出ることはもうない。教育や医療面での援助もおこなっている。「日本のサハリン支配の成果は明白である」⁷⁷。

「にもかかわらず、アイヌは日本人のことが好きではなく、そのくびきから解放されることを切望している」。日常会話には困らないほどに上達したアイヌ語を駆使するブリルキンの観察によれば、アイヌが望むのはただひとつ、自由である。「ここに日本人が住んでもかまわないし、ロシア人が住むのもかまわない。ただ、われわれにかまわないでくれさえすればよいのだ。好きなように生きさせてくれさえすればよいのだ」という証言をブリルキ

⁷³ 地理学協会シベリア支部は、ムラヴィヨフの尽力によって創設されたものであり、東シベリア総督府の片腕として帝国の代理機関的役割をはたしていた。

⁷⁴ A. Брылкин. «Письма г. Брылкина с Сахалина» // Записки сибирского отдела Императорского русского географического общества. 1864. кн. 7. исследования и материалы. С. 27.

⁷⁵ Там же. С. 20.

⁷⁶ Там же. С. 33-35.

⁷⁷ Там же. С. 17-18.

ンは書きとめている⁷⁸。

「アイヌは、ロシア人のことを解放者のごとく仰いでおり、信仰にも似た願いを唱えながら、感動的なまでの信頼を抱いて待望の時を待っている」。しかし、ロシア人にはこの願いをかなえることはできないとブリルキンは考えている。「ロシア人がサハリン占領という希望をいだきつづけることをわたしは不誠実なことだと思う」。なぜなら、アイヌの生活がもはや日本人なしではなりたたないほど、南サハリンの日本支配は確立されているからである。「何と気の毒なことだ！この貧しい民族を心から気の毒に思う」。「サハリンが最終的にロシアの手に渡ることになったとしても、我々の側からできることは、彼らに犠牲を強いることと、日本人からの物的援助を失う彼らが完全な極貧にあえぐことだけは避けられるような手段を講じることであろう」⁷⁹。

アイヌへの愛情に満ちたブリルキンの論調は、「ロシア化」の推進を担うはずの帝立地理学協会員の発言であることを考えれば、異色のものといつてよい。シュミットの編になる報告書に彼のこうした見解は反映されていない⁸⁰。しかし、言説機能の分析においては、こうした論調が存在したことにも意味があると考え、ここに紹介した。

5 希望と脅威

全島占領というロシア側の意図を前提とし、ロシア人の南進と日露両国民の「共同領有」を認めたカラフト島仮規則が 1867 年 3 月 18 日にペテルブルクで調印されて以後、法的には依然「雑居」状態ではあるが、サハリン島における「実体のロシア化」は着々と進んでいった。仮規則調印直後の 1867 年 6 月末には、アニワ湾のトーフツ湖畔（ブッセ湾）に、「ムラヴィヨフ哨所」と名づけられた基地の建設が着手された。この哨所はまもなく、300 人の兵士が駐屯するサハリン最大の基地となり、大隊本部もおかれるようになった。また、1868 年 5 月にはサハリンを流刑地にすることが決定され、1869 年 4 月には、サハリン島の兵力を 1 個大隊規模（約 1000 人）に増強するとともに、800 人の囚人がサハリンに流刑されることになった。これは、サハリンを軍事制圧する方針をロシア政府が決定的に採用したことを意味している⁸¹。英国公使パークスが、「サハリンは大半がロシアに属しており、今から日本が着手するのは遅すぎる」⁸²として、サハリンの放棄を日本政府に暗にうながすようになったのもこの頃である。すなわち、「法的なロシア化」達成以前にサハリンは、事実上ほぼロシア領であるとみなされるようになっていた。1873 年の開拓使調査によれば、サハリンにおける日本の永住・寄留人の合計が 660 人であったのに対して、ロシア人の人

⁷⁸ Там же. С. 19-20.

⁷⁹ Там же. С. 36-37.

⁸⁰ 報告書のなかでブリルキンが執筆を担当しているのは、第 1 冊の付録として記された南サハリンの人口情報のみである。А. П. Брылкин. «Статистические сведения о южной части острова Сахалина». Труды. т. 1. приложения. С. xi.

⁸¹ 秋月俊幸『日露関係とサハリン島』、207 ページ。

口は 1162 人とほぼ倍近い差に逆転していたのである⁸³。

したがって、植民地としてのサハリンの可能性がこの時期さかんに語られたことはゆえなきことではない。そこでは、入念な現地調査に基づいた客観的な装いをもって大きな希望が提示されている。このような調査記録のうち最初の体系的な叙述は、M・ミツーリによる『サハリン島の農業関係概説』によっておこなわれた。

内務省への報告書として執筆され、1873 年に公刊されたミツーリの著書は、自由移民、移住囚、流刑囚によるサハリン植民の可能性をはかることを目的としたものである。その記述は 3 部構成で、第 1 部が、地誌・気候・土壌・生態系に関する記録、第 2 部が、ロシアおよび日本の入植状況、第 3 部が、サハリン植民の可能性と提言に分かれている。ここではまず、第 2 部のロシア人の入植状況についての論調から検証していく。

1853 年に「ロシア化」が開始されたサハリンは、「これまでに 16 の哨所が島の各地を占領したことで、事実上ロシアの手に帰した」⁸⁴。ミツーリの調査は、この 16 の哨所における農業・石炭開発にむけられている。開発を担うのは、強制・非強制の入植者であるが、まず、1869 年にはじまる自由移民の農業活動については、種の質の悪さ、農機具の不備、移民たちの呑気さから、いまだ成功をみていないとミツーリは証言している。一方、流刑地での刑期を終えてサハリンに送還されてきた移住囚による農業植民にも進展はみられない。こうした状況から、どちらの入植者とも大陸への移住を希望するようになっており、サハリンの農業開発には抜本的な改革が必要であるとミツーリは主張している⁸⁵。また、流刑囚が従事する石炭開発は、その中心であるドゥエにおいても、「運営の不適切さから、乱掘といってもよいほどの状況」にあり、十分な成果はあげられていないと評している⁸⁶。

一方、日本の入植状況についてどのような見解をミツーリはもっているか。「太平洋沿岸諸港における石炭の需要から、日本は、諸外国の影響の下、6 年前から、それまで忘れていたサハリンに注目せざるをえなくなり、サハリンに自国の勢力を打ち立てようと、武力の援護をもって、新たな移民を送り込んできた」。しかし、この植民計画は失敗した。その理由をミツーリは、サハリン南部の主要な石炭産地はすでにロシア人哨所が押さえていることと壊血病の流行に求めている⁸⁷。もっとも、北緯 49 度以南では、アイヌに対する日本人の「完全支配」がすでに確立している⁸⁸。北緯 49 度以北については、日本人の影響力は及んでいない⁸⁹。

ロシアのサハリン植民は、現状ではまだ成功しているとはいえないものの、すでに実質的にロシアの領土となっているこの島には大きな可能性が潜在している。ミツーリは、サ

⁸² 外務省編『大日本外交文書』第 2 巻第 2 冊、外務省、1936 年、476 ページ。

⁸³ 秋月『日露関係とサハリン島』、215 ページ。

⁸⁴ M. C. Мицурль. Очерк острова Сахалина в сельскохозяйственном отношении. СПб. 1873. С. 51.

⁸⁵ Там же. С. 90-94.

⁸⁶ Там же. С. 72.

⁸⁷ Там же. С. 27.

⁸⁸ Там же. С. 112.

⁸⁹ Там же. С. 129.

ハリンの豊かな自然を利用した植民は有望な事業であると結論づけている。広範な土地をもち、大陸に比べれば寒さもひどくなく、ローム質の土壌は容易にとはいえないが耕作可能であり、豊かな植物が建築資材と牧草を提供してくれるサハリン南部の農業開発は、「将来の入植者にとって、その労働に報い得る」事業である。豊富な埋蔵量をほこる石炭の開発に従事する流刑囚にも農場労働にあたらせれば、十分な食料の確保が期待できる。そのためにミツーリは、1200人規模の大農場の建設を提言している。「流刑囚男女の強制労働も利用した農場は、移住囚によるサハリン植民を相当程度容易化しうる有効な手段のひとつである」⁹⁰。

サハリンの希望の源泉はなんといっても石炭である。サハリンの石炭に関して基盤となる情報を提供したのが、A・ケッペンによる『サハリン島。石炭産地と発展する石炭業』である。3年間におよぶ現地調査に基づくケッペンの記述は、サハリン全島の石炭の分布および開発状況について詳細に記したものである。上海や日本での販売可能性が見込めるサハリン石炭の開発は「着々と進展し、富と入居者を呼び寄せるだろうという希望を抱かせてくれる」。さらなる開発を進めるには、現状では労働力が不足している。しかし、「きわめて遠く、まったく孤立した島には、外部とのあらゆる連絡手段がまったくないといってよく、自由移民を呼び寄せることは恐らく不可能である。さらに、サハリンの荒地に出かけようとする志願者があらわれたとしても、避け難い問題が発生する。彼らはそこでどうやって生きていくというのだ。「したがって、サハリンに追放植民地（депортационные колонии）を建設しようという政府の方策が、島の植民という目的を達成するための唯一の手段である」。生産性の面から考えれば、流刑囚の労働力は決して望ましいものではないが、石炭開発増強のためには避けられないものであり、サハリンの「ロシア化」という政府の目的にもかなう。「ロシアのもっとも遠い辺境にあり、いまでは完全にわれわれのものになったこの小さな土地の発展に深く賛同するわたしは、オーストラリアにみることができるといふような鉱山業と追放植民地の繁栄をサハリンにおいてもみることができるといふ希望を表明することができる」⁹¹。

とはいえ、サハリンを「ロシア化」する必要性は、その希望のゆえにばかりではない。国防上の脅威の観点からもサハリンはロシアの手に確保しておかねばならない。サハリンの戦略的意義について論じた陸軍大佐 M・ヴェニューコフは、この島を「アムールの鍵」と表現した。

『アジアにおける現在のロシア国境地帯の軍事的概観』においてヴェニューコフは、まず、ロシアによるサハリン領有の正当性を確証する。その根拠は、1807年にフヴォストフがサハリンの領有を宣言し、ゴロヴニンが捕虜になった際にその権利を放棄せざるをえなかったものの、それ以後「法的には」無主の地であったことに求められている。すなわち、こ

⁹⁰ Там же. С. 137-140.

⁹¹ А. Кеппен. Остров Сахалин. Его каменноугольные месторождения и развивающаяся на нем каменноугольная промышленность. СПб. 1875. С. 124-125.

のたびの「ロシア化」は、いわばサハリンの「復帰」であるとみなされている⁹²。

ロシアに「復帰」したサハリンであるが、戦略的にはきわめて不安定な状態におかれていとヴェニューコフは分析している。アムール河口の対岸に位置しており、かつ、その入口を塞いでいないことから、サハリンは「アムールの鍵」⁹³とも呼ぶべき島である。しかし、気候も悪いうえに、天然資源に乏しく、「ロシアから世界を一周して」食料を運んで来なければならないにもかかわらず、良好な港もないため食料供給もままならない。したがって、「外敵に対する積極的進出行動の基地にはなりえない」。島内部の防衛能力も低く、哨所には、「その場所にロシア人がいるということを日本人に示すためのものでしかない」ところも多い。したがって、「サハリンの領有はわれわれにとって、経済的利益の面からも、戦略的意義からいっても、最重要のものではない」。しかし、石炭を豊富に埋蔵し、なにより「アムールの鍵」であることから、「1855年と1867年の条約によって定められた日本との共有という偽りの状態を脱するために全力を尽くす必要がある。サハリンをロシアの独占的領有地にすることはできないにしても、タタール海峡全域とラペルーズ海峡を支配する土地を我々が手に残すために、エリザヴェート岬からトマリにいたる島の西半分を山脈に沿って日本と分けることは、何が何でも果たさなければならない」（強調原文）⁹⁴。

では、この「アムールの鍵」を確保するためにはどのような方策をとればよいのか。参謀本部のЯ・ブトコフスキーは、「ロシア的分子（русский элемент）」によって「領域のロシア化」を進めるしかないと主張する。

「サハリンとその意義について」と題する論考でブトコフスキーはこう述べる。「東洋のはずれの目覚めとともに、全ヨーロッパ諸国と文明諸国の進取の気性をもった人びとが好適の地の占領に乗り出した。ロシアも、東洋に勢力を築く必要については、どの大国にも劣るところはない。「我が国の運命と政策は、サハリンを、その産業のアルファでありオメガである石炭とともに、我々の手の中に入れることにある」。アメリカへのアラスカ売却以来、ロシアの境界はすべての海洋から隔てられた。いまや、サハリンこそ、ロシアの防衛の最前線である。ロシアはすでにサハリンを「事実上領有しており、我々よりも強く説得力のある権利を提示できる者はいない」。

戦略的に重要な位置にあるサハリンの「ロシア化」をすすめることは不可欠の課題であるが、「大砲でサハリンを強化するのは高くつくし、効果も少ない。サハリンに我々が定着することのほうがはるかに確実だ。サハリンがロシア的分子によって植民されるのであれば、その第1分子が流刑囚であるかどうかというのはどうでもいいことだ。シドニーもメルボルンも、流刑地から開花した植民地に変わったではないか」⁹⁵。

⁹² М. Венюков. «Военный обзор современных русских границ в Азии» // Военный Сборник. 1872. №2. С. 10-11.

⁹³ Там же. С. 15.

⁹⁴ Там же. С. 26-28. ヴェニューコフのこの論考は、アムール流域、満州についてなどの記述をもって『軍事論集』に連載され、1873年に単行本化された。

⁹⁵ Я. Бутковский. О Сахалине и его значении. СПб. 1873. С. 7-10. この論考は、『海事論集』1874

希望と脅威がサハリンの「ロシア化」を要求している。サハリンの自然、とりわけその「アルファでありオメガ」である石炭開発の可能性はサハリンに大きな希望をもたらす。同時に、ロシアのアジア政策の要であるアムールへの外敵の侵入を防ぐためには、サハリンを確保してそこに「鍵」をかけなければならない。とはいえ、「世界を一周」しなければならないほど遠くかつ孤立し、食料供給もままならないこの島への入植は、その希望と脅威を打ち消すほどの困難をとまなう。それでもサハリンを「ロシア化」するには、「ロシア的分子」を強制的に送り込み、「追放植民地」を建設するしかない。しかし、「ロシア的分子」が住む「追放植民地」は、はたして「ロシア」として想像されうるのか。次節ではこの問題を検討する。

6 サハリン「島」

前節までは、サハリンの「想像のロシア化」をうながす方向の言説を検証してきた。しかし一方では、「非ロシア化」的ベクトルをもった言説も存在した。「想像のロシア化」を逆進させるような認識はどのようにして生まれたのだろうか。

サハリンの「非ロシア化」的要素について、部分的にはすでに触れている。第1に、日本の支配である。南サハリン、少なくとも北緯48度ないし49度以南には日本の実効支配が確立されているという論調が複数みられることはこれまでに述べた通りである。

第2の「非ロシア化」的要素は、「植民地」という場がはらむイメージである。植民地とは「外地」である。そこは、「われわれ」の領域の「外」にある空間として想像される。ブロックガウスとエフロンの『百科事典』（1900年刊）から「植民地化（колонизация）」の項をひもとくと、「文明国からの移住者の、非文明もしくは低文明地域への大量入居」と定義されている。しかも、サハリンという植民地には、いっそうの「非ロシア化」をドライブする要素がうがたれている。すなわち、「追放植民地」という言説に込められた意味である。サハリンは流刑囚の島であった。

サハリンを流刑地とする決定を政府が下したのは1868年5月のことである。これを策定した、囚人労働の組織に関する特別委員会は、流刑地としてのサハリンの利点を6つあげている。第1に、「海によってロシアの境界と隔てられているというサハリン島の地理的位置は、脱走から大陸を守ることができる」。第2に、「サハリン流刑は終身刑と認められる」ものであり、懲罰に重みを加えるのにふさわしい。第3に、人も住んでいない広大な土地をもつサハリン島には、「新しい困難な人生を歩みはじめさせられる流刑囚たちの活動をさまたげるものがない」。したがって、囚人の矯正手段としても適当である。第4に、自由移民による入植が望みえない状況にあるだけに、サハリンに流刑囚を集中させることは「島の領有の恒久化のための礎になる」。第5に、流刑囚を石炭開発に従事させることによって大きな利益をもたらさう。第6に、すべての流刑囚をサハリンに集中させることによ

年第4号にも掲載されている。

て囚人の維持費を大幅に削減できる⁹⁶。

管見の限り、1875 年以前に、サハリン流刑に関するまとまった論考は出されていない。しかし、新聞などにあらわれる論調をみると、ことごとく否定的な見解が投げかけられている。

まず、サハリンは流刑囚にとって脱出不可能な孤島ではなかった。監視体制は非常に甘く、周辺を航海しているアメリカの捕鯨船などの助けもあって、脱走は容易におこなえたことがたびたび指摘されている⁹⁷。また、大陸にまでたどりつけば、脱走囚には、農作業への無償労働力としての需要があり、現地の住民は彼らをよろこんでかくまいました⁹⁸。

また、流刑囚の維持費は大変高くついた。多額の護送費用に加え⁹⁹、現地での食料確保が困難であることから、「世界を一周して」ヨーロッパ＝ロシアから食料を供給しなければならない。

さらに、流刑囚による石炭開発も失敗に帰している。「道徳的に墮落し、衰弱している」流刑囚の労働はきわめて生産性が低い¹⁰⁰。しかも、日本や中国などの太平洋沿岸諸国はすでに石炭の自給体制を確保しており、有力な輸出先である上海での市場価格も下落していることから、運搬面でも非常に条件が悪いサハリン石炭の需要はもはやシベリア艦隊にしかないだろうとの指摘もある¹⁰¹。

流刑制度は、西欧においては「すでにまったく役に立たないものと認められ」ており、「理論的見地からいっても、サハリンの地理的・経済的条件からいっても、そこに囚人労働を構築するのは不可能なのである」¹⁰²。

では、流刑囚による植民は、「島の領有の恒久化の礎」にはなりうるだろうか。流刑囚は、国籍上はあくまで「ロシア的分子」である。彼らが定住する様子は、少なくとも対外的には、「実体としてのロシア化」の進展を示す要素にはなろう。しかし、流刑囚の住むこの島をロシア人は「ロシア」であると想像するだろうか。そもそも、流刑囚はどのような存在として認識されていたか。ひとことでいえば、彼らは「非国民」である。

流刑とは、市民権を剥奪し、「その人物を無条件かつ永久に社会から追放するものであ

⁹⁶ Д. Тальберг. «Ссылка на Сахалин» // Вестник Европы. 1879. №5. С. 220-221.

⁹⁷ たとえば以下の記事を参照。«По поводу предположения об отправке ссыльных на Сахалин морем» // Московские Ведомости. 15/3/1875 (№67).

⁹⁸ «Вольная колонизация острова Сахалина» // Московские Ведомости. 24/4/1875 (№101).

⁹⁹ 当時、全土に約 20 万人の囚人をかかえていたロシアの監獄関連の国家予算は年間 1400 万ルーブルであったが、そのうち流刑囚の護送費用は約 1 割の 120 万ルーブルを占めていた。ちなみに、囚人数がロシアとほぼ同数のイギリスの監獄関連予算は年間 550 万ルーブルで、ロシアよりも囚人数が多いフランスは 400 万ルーブルであった、という記録がある。このような差の理由は、英仏においては、囚人労働によって監獄自体に収入があり、かなりの額が国家に還元されているのに対して、ロシアではそのような収入がまったくないことに求められている。Н. В. Муравьев. «Наши тюрьмы и тюремный вопрос» // Русский Вестник. 1872. №4. С. 220-221.

¹⁰⁰ «Наши задачи на Сахалине» // Голос. 11/11/1875 (№312).

¹⁰¹ «Вольная колонизация острова Сахалина» // Московские Ведомости. 24/4/1875 (№101).

¹⁰² «Каторжные работы на Сахалине» // Голос. 30/5/1873 (№148).

る」。すなわち、流刑は「国外追放」と同義であった¹⁰³。流刑囚は、ロシア人であって「ロシア人」ではない。「われわれ」ロシア人に対して流刑囚は「彼ら」であった。

「非国民」が住む「追放植民地」サハリン。このイメージは、「ロシア」とサハリンとの距離をますます遠ざけ、ロシア人の空間認識に「想像上の国境」を画定する。こうしたサハリン像を典型的にあらわすのが「非ロシアの島」ということばづかいである。その対概念となるのは「ロシアの大陸」である。

「ロシアの大陸でも成り立ち得なかった強制的定住生活が〔シベリア流刑を指している——引用者注〕、非ロシアの島において根づくだろうか」。このような論調を呈する「ロシア人流刑と非ロシアのサハリン」と題された『ゴーロス』紙 1873 年 6 月 28 日付の記事は、サハリンの「ロシア化」に完全な否定を投げつけている。「サハリン島はロシアに属するものではない。その領有はロシアに帰すると同様に日本にも帰する。もともと、日本に帰属する島であるとまでいうことはできないが」。サハリンは、経済的には日本の産業に依存しており、ロシアがこれを肩代わりすることは不可能である。ロシアに何の利益ももたらさない「非ロシアの島」の問題を解決するには、「島を日本の手に明け渡す」という方法も十分考えられることである¹⁰⁴。

サハリン譲渡論までの極論は他に見当たらないが、「島」と「大陸」という対比的言説は、「ロシア」の範囲を区切ることばづかいとして定着していく。たとえば、チェーホフの『サハリン島』には、この「島」はロシアではなく、帰るべき故郷は「大陸」にあるというサハリンに暮らす人びとの思いがつぎのように書きとめられている。「海峡が広い場所ですら、サハリン人には実にはっきりと大陸の岸が見える。美しい山々の峰をいただき、霧にかすんだ帯のような土地が、毎日のように、自由と故郷を約束して、手まねき、流刑囚を誘惑しているのだ。……なによりも、流刑囚をサハリンから追いたてているのは故郷に対する激しい愛情である。……ロシアではすべてが美しく、ほれぼれするようだという。いかに大胆な考えをもってしても、ロシアに不幸な人たちがいるなどとは仮定もできない」¹⁰⁵。また、ソビエト時代に、矯正労働収容所がおかれたコリマにおいて、収監者がそこを「島」、ロシアを「大陸」と呼んでいたことが知られている。ギンスブルクが証言するところによれば、「コリマが島でないことはみんな百も承知だった。けれど、だれもがかたくなにコリマを島と呼び、ロシアを大陸と呼んでいた。ただ呼んでいたばかりか、実際にそうであると思ひこむようになっていた」¹⁰⁶。「島」は、「ロシア」の範囲を越えた、「想像上の国境」の向こう側を意味することばであった。

おわりに

¹⁰³ «Русская ссылка и нерусский Сахалин» // Голос. 28/6/1873 (№177).

¹⁰⁴ Там же.

¹⁰⁵ А・Р・チェーホフ『サハリン島（チェーホフ全集 13）』原卓也他訳、中央公論社、1961年、426-427 ページ。

¹⁰⁶ Е・ギンスブルク『明るい夜暗い昼・続々』中田甫訳、集英社文庫、1990年、30 ページ。

本稿の目的は、「法的なロシア化」達成時点でのロシア人のサハリン認識における「非ロシア性」と「両義性」の意味と理由を問うことであった。

「非ロシア性」認識をもたらす言説がどのようにして生み出され、また、どのような意味をもつものであったのかはすでに明らかであろう。「大陸」から海を隔てて、「世界を一周」しなければたどり着けないほど遠く離れたサハリンという「島」との距離は、「非国民」の「追放植民地」という空間認識によって、ロシア人の想像のなかでいっそう遠ざかるものとなった。

「想像上の国境」の向こう側にあり、しかも、石炭という希望にも強い疑問符がつけられているサハリンは、それでもロシアでなければならなかった。サハリンは、当時のロシア人にとっていわば「必要悪」であった。何の利益ももたらさない、「非国民」とイメージされる存在ではあっても、そこに「ロシア的分子」をとどめおくことによって、「実体としてのロシア化」が進んでいることを諸外国に示す必要があった。なぜか。そこが、「アムールの鍵」だからである。

サハリン認識におけるこうした両義性は、19世紀後半の北東アジアにおけるロシアの位置の両義性に由来するとわたしは考える。アヘン戦争以降、イギリスをはじめとする欧米諸国が北東アジアに進出してきた。ここにおいてロシアは、軍事的にも経済的にも欧米の後塵を排していた。北東アジアにおける当時の力関係を図式化すれば、欧米ーロシアー日本／中国という序列にあった。こうした勢力図は、これまでにみたように、ロシア人の認識のなかにも描かれていた。しかも、「西洋化」しつつある日本と中国は、将来的にロシアを脅かす存在となりうるという不安感すらいだかれていた。

最弱というわけではないが、最強でもない。このような両義的位置は、積極的進出をはかることは難しいが、これ以上の退歩だけは何としても避けなければならないという政策をロシアに要請した。そのためには、たとえ「必要悪」ではあっても、サハリンを自らの手に確保し、いわばそれを盾にして、北東アジアにおけるロシアの生命線であるアムールに「鍵」をかけておかねばならなかったのである。